

市立四日市病自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立四日市病自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱の規定に基づく、一般競争入札の実施に関し、市立四日市病院契約施行規程(平成17年病院規程第20号)その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 第1条に定める事項については、別に定めるものを除き、四日市市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する一般競争入札実施要綱を準用する。

附則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。